

(特定少数の者が利用する地下空間における技術的基準)

- 6 特定少数の者が利用する地下空間における技術的基準は次のとおりとする。
- 一 地下空間の各部分において、その部分が浸水を開始した時から、地下空間に存する者が避難終了するまでの間、地下空間に存する者の避難経路となる居室、廊下等の各部分において、避難が困難となる水深以上の浸水をしないものであること。ただし、通常の経路以外にはしごその他の特別の避難設備を設け、かつ、当該避難設備からの避難が可能である場合においては、この限りでない。
 - 二 避難経路となる階段は、地下空間に存する者が避難を終了するまでの間、階段上の浸水深が避難が困難となる水深以上にならない構造とすること。
 - 三 第5第五号、第六号及び第八号に掲げる措置を講ずること。

【主旨】

特定少数の者のみが利用する場合は、地下空間に居留するものが廊下・階段等の所在を熟知し、避難ルートが頭に入っていると想定できるため、比較的容易に避難することが可能である。しかしながら、浸水を覚知する管理者等がおらず、またセンサー等も維持管理を十分に期待できない場合が多いことを考えると、地下空間に浸水してから覚知しても、安全な所に避難できることとすることが現実的である。なお、避難経路を熟知していることから、避難経路としてはしご、ハッチ等の特別な避難路により上階へ緊急避難することも認めることとしている。(地下階と地上階の所有者が同じ場合のみ可能である。)

「一」は、避難経路の各部の水深が、避難が困難となる水深(第5の解説参照)以内であるうちに、地下空間に存する者が地上階等の安全な所に避難できることを確認することを要求している。

「二」は、第5と同様に、避難経路の階段が流入水により歩行困難とならないことを要求している。

「三」も第5と同様に、ドアの開閉が可能なこと、昇降機による避難を計画しないこと、及び漏電しないことを確認することを求めている。

特に小規模な建築物の場合、避難できる出入り口の外側の廊下等に短時間で浸水するためドアを開けられなくなることが多い。また、エレベーターも浸水時に昇降できなくなることが多い。このため、小規模な建築物の地下空間には浸水時にも利用できる避難経路を設けることが望ましい。

【解説6 - 1・2】技術的基準一・二について

地下空間の居留者が浸水の危険を察知する前に地下空間の内部に水が入ってきてしまったことを想定している。一般に避難距離が短いため、必ずしも、浸水深が30cmに達する以前に避難が終了する必要はないが、扉が水圧等により閉鎖されたり、階段上の流れが激しく昇れない等により、閉じ込められないようにする必要がある。

このため、浸水が開始しても避難可能な経路の確保、急速な水の流入を防ぐため、可能な限り次のような流入遅延策を講じる必要がある。

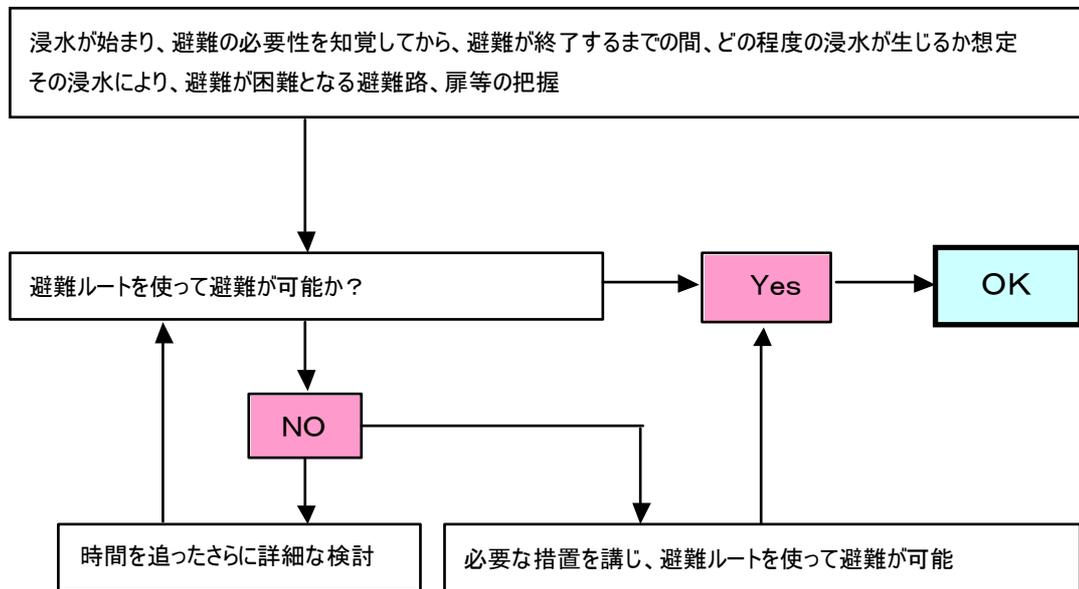
- ・ 出入口のマウンドアップ
- ・ 防水板の設置
- ・ からぼり周囲の立ち上げ
- ・ 換気口等の立ち上げ
- ・ 階段前室の拡張

特にからぼりからの避難を想定する場合には、からぼり周囲の立ち上げは不可欠である。

なお、この避難経路は、特定少数の居留者である場合に限っては、人命の安全を守るための緊急避難の手段として、階段の他にはしご等による避難も許容し避難経路としてよい。

管理者不在の場合には、設備の維持管理は十分には期待できないため、設備依存型の浸水対策に偏らないような配慮が必要であり、緊急避難設備に関しては、特に日常的な定期点検を実施することも必要である。

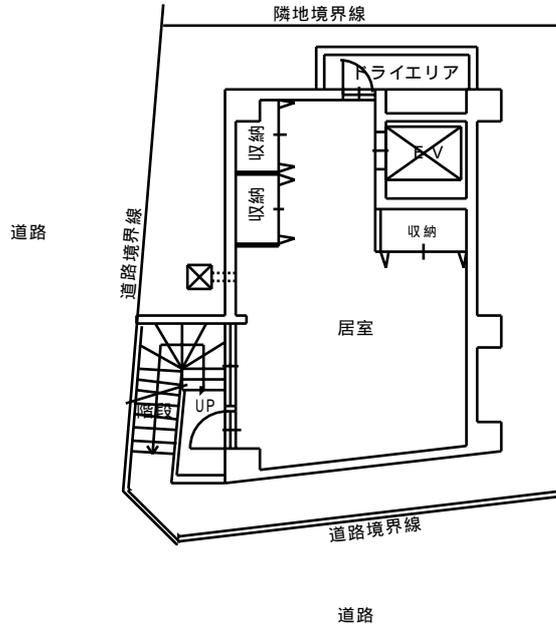
特定少数の者が利用する地下空間における技術的基準



【解説6 - 2】設計例

小規模個人ビルのガイドライン対応例 1 (ガイドラインの6対応)

対応前



- 条件設定
- ・地上の水位上昇速度は2cm/minとする場合
 - ・地上の浸水想定高さを30cmとする場合
 - ・地下空間の管理は警備会社等に委託すると仮定

対応後

